

第 65 回 全国労働衛生週間

10月1日から7日まで（準備期間9月1日から30日まで）

9月は粉じん障害防止総合対策推進強化月間、職場の健康診断実施強化月間でもあります。

職場巡視の上で

衛生3管理のチェックをお願いします。

1 作業環境管理

危険有害物質の発生抑制（使用量削減、安全な代替物への変更）、隔離（密閉化、遠隔操作）、濃度低減（局所排気・全体換気等）
化学物質のSDS（安全データシート）、ラベル（有害性の絵表示）、リスク評価

2 作業管理

マスク等の保護具の使用と保管、適正な使い方の教育
作業時間（ばく露時間）、作業場所、作業方法、作業姿勢

3 健康管理

健康診断とその事後措置（食生活・運動等の生活指導、治療、適正配置）
時間外労働の縮減、メンタルヘルス、THP（心と体の健康管理）

バランスのとれた食生活と適度な運動、睡眠時間を確保できる規則的な生活で、心とからだの健康を見直してみましよう

取組事項の詳細等について下記も参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000052905.html>（全国労働衛生週間）

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>（働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」）

<http://www.shimanesanpo.jp/>（島根産業保健総合支援センター）

～労働者 50 人未満の小規模事業場の方へ～

産業保健総合支援センターの地域窓口を利用していますか？

労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することは容易ではありません。

こういった小規模事業場の事業者とそこで働く人々が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、労働基準監督署管轄区域ごとに産業保健総合支援センターの地域窓口を設けており、小規模事業場の事業者やそこで働く人々を対象として、以下の産業保健サービスを原則として無料で提供しています。

ご利用については、独立行政法人労働者健康福祉機構、または産業保健総合支援センターまでお問い合わせください。

相談対応

- ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
- ・健康診断結果についての医師からの意見聴取
- ・長時間労働者に対する面接指導

個別訪問指導（医師などによる職場巡視など）

産業保健に関する情報提供

<お願い>

医療保険者から求めがあった場合に、健康診断結果の提供をしなければなりません。（提供は、個人情報保護法上の問題はありません（注））

医療保険者は、加入者が、労働安全衛生法の健康診断を受けた場合または受けることができる場合は、特定健康診査の全部または一部を行ったものとするができることとなり、医療保険者は、加入者を使用している事業者又は使用していた事業者に対し、事業者が保存している加入者に係る労働安全衛生法による労働者の健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができます。また、これにより健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は、その記録の写しを提供しなければならないとされています。（高齢者医療確保法第 21 条第 1 項、第 27 条第 2 項及び第 3 項）

（注）特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 2 条に定める項目に係る記録の写しについては、医療保険者からの提供の求めがあった場合に当該記録の写しを提供することは、法令に基づくものであるため、個人情報の保護に関する法律第 23 条第 1 項第 1 号により第三者である医療保険者への提供は制限されていません。

健康診断と事後措置等に関するご質問は、最寄りの都道府県労働局や労働基準監督署までお問い合わせください。

◎独立行政法人労働者健康福祉機構 島根産業保健総合支援センター

企業のメンタルヘルス対策を無料で支援します。また、メンタルヘルス対策でポイントとなる管理監督者教育を1回だけ無料で支援します。

島根産業保健総合支援センター連絡先

〒690-0003 松江市朝日町477-17 明治安田生命松江駅前ビル7階

電話 0852-59-5801 FAX 0852-59-5881

HP アドレス <http://www.shimanesanpo.jp/>

地域窓口連絡先

労働者数50人未満の事業場を対象に無料で健康相談・健康指導を行います。

○松江地域窓口（松江地域産業保健センター）

〒690-0048 松江市西嫁島2-2-23 松江市医師会内

電話 0852-23-2972 FAX 0852-23-2978

HP アドレス http://www.matsue-med.or.jp/official/information/?20010215_industry

○出雲地域窓口（出雲地域産業保健センター）

〒693-0023 出雲市塩冶町2-19 出雲市医師会内

電話 0853-21-1225 FAX 0853-21-1225

HP アドレス <http://izumo-med.or.jp/healthcenter.html>

○浜田地域窓口（浜田地域産業保健センター）

〒697-0021 浜田市松原町277-8 浜田市医師会内

電話 0855-22-0967 FAX 0855-23-6192

HP アドレス <http://www.hamada.shimane.med.or.jp/sanho/>

○益田地域窓口（益田地域産業保健センター）

〒699-3676 益田市遠田町1917-2 益田市医師会内

電話 0856-31-0545 FAX 0856-31-0543

HP アドレス <http://www.masuda-med.or.jp/sanhoken/>